

新温泉町農業委員会会議録

令和6年第3回

令和6年3月7日

新温泉町農業委員会

令和6年3月7日（木）第3回新温泉町農業委員会総会をサンシーホール浜坂に会長が招集した。

会議に出席した委員

代理 田中 充 1番 宮脇恵美子 3番 田村 永之 4番 谷口 宏介
5番 中村 邦男 6番 寺谷 展久 7番 山根 一洋 8番 岸根 利幸
9番 橋本 哲次

会議に出席した農地利用最適化推進委員

澤田 俊之 谷口 博文 平田 慶治 中野 秀男 坂本 隆子

会議に出席しなかった委員

なし

議事・説明に関係した職員

農業委員会事務局 局長 原 憲一 係長 川崎 晴人

令和6年第3回新温泉町農業委員会総会

日 時 令和6年3月7日(木)

9:30～11:48

場 所 サンシーホール浜坂 2階研修室

○小谷議長 皆さん、おはようございます。皆さんおそろいですので、令和6年第3回農業委員会総会を始めさせていただきます。

だんだん暖かくなってきましたが、まだまだ寒い日も続くようですので、それぞれ体調等については気をつけていただきたいと思います。先日、神戸のほうで農会長及び事務局会議がありました。簡単だけでちょっと触れておきます。

中身的については、特に地域計画の進捗率が非常になかなか思うとおりにになっていないということで、皆さんのほうでそれぞれ頑張っていたきたいなということがありました。特にそれぞれイベントとか何らかの形で挨拶するようなときがありましたら、できるだけ地域計画についての話を少しだけ触れていただいて、地域の皆さんが地域計画とはどのようなものかということをし少しでも理解していただきたいなということで、要望がありましたのでお願いします。そのほかには、来年度の予算、それぞれ各予算等の関係です。その中で一つだけ地域活動カードを現在出していただいているんですが、全体的にはたくさん出ているところ、出ていないところがいろいろあるようです。この新温泉につきましてもまだちょっと不慣れな方がおられますので出しにくいかも知れないけども、参考の事例がありましたのでそれを見ていただいて、該当する分を、簡単な分がたくさんありますので、とにかく目標5件を達成するように、特に3月についてはまだこれから日にちがありますので、できるだけ頑張っていたきたいなというふうに思います。

本日は、急な総会ということで議案は少ないです。また、その他の事項で何かありましたら、お願いしたいと思います。簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

今期は、意見決定案件2件の御審議をお願いするものであります。適切妥当なる御意見、決定を賜りますようお願いをします。

欠席連絡が出ています。2番、池成委員、以上1名の欠席届が出ています。したがって、本日の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開催いたします。

直ちに日程に入ります。

日程第 1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日に決定しました。

続きまして、日程第 2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員は、会議規則第 17 条に従い、8 番、岸根委員、9 番、橋本委員を指名します。

続きまして、日程第 3、議案審議に移ります。

ページ 3 ページです、議案第 5 号、地域計画（対田地区）の策定案に対する意見についてを議題とします。

事務局の朗読を求めます。

事務局。

○事務局（川崎） 失礼いたします。それでは、本日の議案の 3 ページをお願いいたします。議案第 5 号、地域計画（対田地区）の策定案に対する意見について町長から諮問がありましたので、これについて意見を求めます。【議案内容説明】

○小谷議長 事務局の朗読説明を終わります。

地域計画は具体的に出てきたのは初めての議案ですので、皆さんのほうで最初ちょっと時間を取りますので、見てこられたと思うんですが、それぞれ質問等がありましたら。

田中委員。

○田中代理 代理、田中です。地域計画というのですけども、地域の人だけなんですか、それともこの名前を見るといろんな地域の方がおられるんですけども、対田地区で出すというのは、対田の農地の関係のものなんですか。それとも対田地区の住民でつくるものなんですか、地域計画というのは。

○小谷議長 事務局。

○事務局（川崎） 失礼いたします。5ページのところを見ていただいたら分かると思いますが、対田地区のほう、対田の管理されている農地のほうで耕作されている方を中心に作成いただいております。したがって、対田の住民の方のみではなくて、対田の耕地で耕作をされている方、将来を担う方がどういう方がおられるかということを含めまして記載しているものでございます。その中で、対田地区以外の住民の方も入っておりますか。

○田中委員 入ってます。先ほどの質問ですけども、対田農地というふうな考え方で取り組むということですかね。そしたら、例えば載ってない方もおられますけども、利用者ですかね、5ページに入っている名前の方全員がこの会議に入られたんでしょうか。そして、これを作ったんでしょうか。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） 地域計画の取りまとめにつきましては、取りまとめ方法については地域の方にある程度委ねているという部分もございますので、どの程度関係の方に入っていて、具体的なメンバーをそろえていただいて、取りまとめていただくというのは、必ずしもここに書いてある方が入ってお話をいただくというところまで制限はしておりません。同意を取っていただいて、了解を取っていただいて、取りまとめするというほうがいいのはいいんですけども、そこまでのお願いというのはこちらのほうからはしていないというのが現状でございます。

○小谷議長 中村委員。

○中村委員 5番、中村です。私は対田地区です。現状として地権者と耕作者と全員集めて会議をして、承諾を受けて、農地バンクのほうに登録しています。以上ですが、地権者も耕作者もお互いに納得しています。以上です。

○小谷議長 澤田委員。

○澤田推進委員 すみません、一応僕は推進委員のほうの立場になるもので、本来の議決権とかそういうのはないんですけども、一応この推進の大庭地区のほうの地区に出向かないといけないんで、今回いろんな質問をさせていただきたいと思うんですけども、発言はさせていただいてもよろしいのでしょうか。その確認だけちょっとさせていただきたいと。

○小谷議長 どうぞ。

○澤田推進委員 まず、内容的に、これ、ほとんど見させていただいたら、現時点とこれのほとんど変わってない内容になっているんですね。本来の地域計画という目的からした場合、本来の趣旨に合うのかどうかというところが、非常に疑問なところが出てきています。ですから、本来なら集積化の方向に向かってやるという話の中で、何が変わったのかなというところが非常に気になって、これでしたら、一応もうほとんど何もせずに現状でいきますよというのに文章をつけて出せばいいような形になってくるとは思うんですけど、多少、そういうのは仕方がない部分もあるかと思うんですけども、本来の目的にどの程度この委員会として目標値の数字を持ってこれに向かっているか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○小谷議長 中村委員、補足的にありましたらお願いします。

○中村委員 大体10年を目標にしようとしても、目的10年にできるかできないか、5年やったら何とか持つやろうということで、取りあえず5年をめどにしてやっとなるから、5年先ぐらいから個人ができるということで、そのままやっとなるんです。あと1年後にもまた農地バンクのほうに入っていく。1年、2年たったらやっぱり年がいくからできないと、農業はできないということで農地バンクに預けて、自分ができるときだけやっておこうというのが現状です。国は10年後、先のことを言っているんですが、10年後のことはできない、分からないことを言うなというのが対田の住人です。だから、今できるところだけは、これはやってみたいということで、取りあえず農地バンクに預けて、個人の田んぼは個人でやって、年がたってできなくなったら農地バンクから耕作する希望者に預けていく

と、こういう考えの人がほとんどです。ということで、そんなに5年間は変わってないと、10年後はぐっと変わるやろ、こういうことなんです。

○小谷議長 澤田委員。

○澤田推進委員 対田地区のことは理解はできるんです。この農業委員会としてやはり最低ラインとか、ある程度の目安を持って向かわないと、逆にこれだったらどこの地区もできます、はっきり言って、という意味で、この組織として一応1割以上の目標値を頑張っ
て向かって、その辺の一つの目安として、その辺を持って向かわないといけないんじゃないですかという、その辺の確認で、当然この前、私も地元地区に出させていただきましたけども、そのときも説明いわれたとおりのお話がありましたけど、あまり難しく考えないようにというお話をさせていただきましたけど、でも、最低少しでもこれを立てるためのあれを、多少なりとも決めといたほうがいいんじゃないかというだけの思いで発言させていただいております。

○小谷議長 中村委員。

○中村委員 目的は大体分かるんですけど、今、貸してしまったら取られてしまうという、そういう考えの人が多いんですわ、はっきりいったら。ということで、自分のできるときだけはやってみたいと、そういうことです、現実。現実の話をしないとしようがない、そういうことです。

○澤田推進委員 分かりました。

○小谷議長 田中委員。

○田中委員 今の話なんですけど、3ページの大きい2番にちゃんとして、将来の目標とする集積率と書いてあるんですよ、80%と。それがその次のページ、4ページになると、ほとんど変わってないということなんですよね。だから、例えばここに目標の率を80%と書くんだったら、ここの数字を80%にいい加減でもいいから書かないと、整合性

が合わないということなんです、と僕は思います。以上です。

○小谷議長 そのほか、御意見は。

谷口委員。

○谷口委員 3番、谷口です。私もこの対田の会議に、田んぼがちょっとだけあるために出させてもらったですけど、大体、目測50人ぐらい集まりました、夜の7時から。ちょっと気になることが、大部分が平均年齢をならしたら70を超しとります。七、八割は病を抱えて薬を常用しとるというような方が多い状況でございます。それで5年目途に検討せいということですけども、各自、個人的には持つとる機械が駄目になったら何十万もかかることはもう頻繁にあるから、手持ちの機械が傷んだらもうやめるという意見もちょこちょこあります、体調だけでなしに。ですから、今出ている意見を加味しましたら、その80%が60になるかというふうな心配もあります。機械と自分の体、二、三年先にはもうこの体、田んぼする意欲が落ちるかって、高齢者を抱えとる人は妻がフォローしとるからやっとするんだということも中にはあります。奥さんが役に立たんようになったらその気はなくなるということで、複合的な検討も加味した進め方をやる必要があるんじゃないかと思います。以上です。

○小谷議長 5番、中村委員。

○中村委員 5番、中村です。現状は個人の田んぼは個人でやってると。それで、そのまま農地バンクに、個人のものでも農地バンクに登録してある程度の補助金を、だから、その補助金を利用しながら今回、今年からやる用排水路の工事に少しでも個人の負担を減らすために使おうというので、全部農地バンクに登録すると。そういうことで全部出しています、というのが現状で、どっちかという農地法といたら耕作者保護のためのできたような法律です。ですから、耕作者ですが、これは個人の田んぼを地権者から借りて耕作しておって、地権者はもう返してくれといったときに、耕作者が私はこれで生活してますということで返しませんが、こういう裁判が起きています。ということで、地権者は返してほしいんだけど、耕作者は返さないと、こういうことでもめてる事案があります。裁判せないかと、裁判して結局ある程度の耕作者にお金を支払って、何年間かの生活ができ

るぐらいの金を払って、自分の土地を返してもらおうというのが大体全国的にもあります。そういう裁判例を私はずっと読んでいます、見てます。というので、対田でもある程度そういうのがあります。ということで、対田は自分ができるとき、年数、年がいつてもうあかんというまで作りたいと、で、あかんようになったら農地バンクに入れるということで現在登録をしているのが現状です。以上です。

○小谷議長　ありがとうございました。

田村委員。

○田村委員　すみません、中村委員にちょっと教えていただきたいんですけど、来年度から農地バンクに登録することなんですけども、確認したいのは農地バンクに登録するのは貸主ですよね。借主というのが、農地バンクから借りてるわけなんですけども、それはもう全部農地バンクに登録するんですか。今自分が借りてる分も全部農地バンクに登録して、もう一回借主として借りるということですか。

○中村委員　そういうことです。

○田村委員　個人ができなくなってから順番に農地バンクに登録するわけじゃなしに。

○中村委員　もう初めから入れてます。

○田村委員　農地バンクには全部一括で。ただ、できるまでは自分がするから、できなくなったら農地バンク。

○小谷議長　はい。

○中村委員　それができるということで、みんな納得してやってます。

○小谷議長　田村委員。

○田村委員 勉強不足で申し訳ないです。

○中村委員 地権者が何か持っとったら、あの人に貸してほしいといたらできるような言い方も聞きましたけどね。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） 基本的に農地バンクの御利用の方法なんですけども、農地中間管理機構というところに地主さんがまず契約をして、中間管理機構に貸し出します。まだ耕作の意思があるということであれば、貸主さんがそのまま借り受けるという契約は可能です。それが10年で契約をして耕作を続けます。10年という期間で借りる契約をします。その間は御自身が耕作されるということで。その契約が切れた時点で、次、どうされるかという判断を。で、誰かしらも耕作はできないんで、次の方、耕作してくださいということで、借主といいますかね、その方を求める形で手続をされたら、それを見た借主、耕作者のほうの方がそこを作りたいという御希望があれば、そこで契約のお話をされるというような手続です。

○小谷議長 田村委員。

○田村委員 僕が不思議なのは10年農地バンクに預けました。10年先が分かんないといってるのに、10年間もう一回、そこから自分の土地借りるんでしょう。じゃあ、5年後になったらできませんといったら10年という区切りがあるのに、その後の残りの5年はどうなるのかという、そういう問題って出てくるんじゃないかなと思うんです。

○小谷議長 平田委員。

○平田推進委員 平田です。私の経験上、私も福富のところで5反ほど農地バンクから借りて耕作していました。それが3年ぐらいで行ったり来たりする手間とかっていうので、どうしてもちょっと採算に合わないということで、農地バンクから10年間という期間で借りてたんですけども、3年ほどで替えてもらいました。それは、農地バンクのほうに事

情をいって、こうこうやと、次の人を探してということで、次の人に委託しました。その期間はやっぱり最初の、私が借りていた10年間というのが基礎になっていて、途中からでも耕作者の変更というのは私の経験上から可能ということです。

○平田推進委員　ありがとうございます。

○小谷議長　中村委員。

○中村委員　農地バンクは10年です。この10年間のうち地権者が返してくれといっても返せません。返してくれというのは相当、正当な理由がないと返すわけにいきません。ということで、ただ耕作者がちょっと調子が悪くなってもうできないと。そしたら、農地バンクは耕作したいという人を探して、その人に貸す、農地バンクが貸してあげると、地権者でなしに。ただし地権者が返してくれといっても返しません。ですから、もし農地を売ろうとした場合、買手がおるから農地を売りたいといっても農地バンクは返すわけにいかない、正当な理由でないと、ということで、そういうのを私はちょっと調べたり県の人に聞いたり、そういうふうに回答を。

○小谷議長　田村委員。

○田村委員　農地バンクが貸主に返すことはできないというのは、僕も知ってるんですよ。でも、農地バンク自体は借主を探すことは多分ないと思うんです。農地バンクが、誰か返したから農地バンクは誰か次、借りたい、だから、結局それは地区の人間とか、いろんなところで借りたいという人が名のり出ないとなはずなんですよ。

○中村委員　認定農業者に貸すということは聞いてます。

○田村委員　はい。

○中村委員　個人で貸すわけじゃなしに、認定農業者に貸すということです。

○田村委員 それは分かってるんですけど、何かその辺が貸主とか借主が、この対田、出てるんですけど、結構、理解できてるのかなというすごいバランスが悪いような気がしてるんです、話としては。実は千原でも一回出ていたことがあるんですよ、農地バンクに貸せるという話を。そのときに10年間とか、いろんな期間がありまして、そのときみんなが10年後は分からないというのが大多数の話で、結局話が飛んじゃってるんですけど、千原は。だから、その10年間と期限が切られている中でこのやり取りを、貸せるだ、貸せんとか、農地バンクが探してくれるんだというような思いを持っている農家が多かったら、ちょっとややこしい話になってくるんじゃないのかな。いや、借主は農地バンクが探してくれますよなんていう思いを持っている農家があるようでしたら、この話が全部崩れちゃいそうな気がするんですけど。対田は大丈夫なんでしょうけど。そういうところをこれからの中でちゃんと説明していかないと、それこそむちゃくちゃになるような話には各地区でなってくるように思うんですよ。だから、あくまでも対田は認定農業者がおられたり、大型農家がおるから、結構問題にならないかも分からないけど、ほかの地区に行ったときにそういうことはちゃんと説明できているかどうかっていうのは、逆にすごく不安だなと。それで、今ちょっと確認を取らせてもらったんですけどね。ありがとうございます。

○小谷議長 中野委員。

○中野推進委員 すみません、この会の最初の研修会のときに今の農地バンクの途中でできないような人ができたら、貸主にとって不利益が出るんですけど、それ、どうしますかっていったら、集落で皆さんが耕作しますみたいな県の人の説明があつたように思うんですけども、そんなことも含めてやっぱりQ&Aみたいなものを作って、我々も持ち合わせて各集落に行かないと、そんな話が出てきたら、いや、どうなる、ああ、どうなるみたいな形で、とても農地バンクに登録しとる人たちも不安になるということになると思うんですけど、ちょっと何かその時点の段階で、我々結局、想定不足というか、そんな気がしてなりません。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） 農地バンクの御利用の関係についていろいろ御質問が出ているわけなんですけども、我々何回か当然、事業に携わっておりますので、知識はあるつもりなんですけども、個別の細かいところの契約の関係であったりとか、こういうケースはどのようなかというような御質問に対しては、なかなか我々だけではお答えできにくいところもございます。これから地域計画の推進に当たりまして、地域のお話合いの中で農業委員さんだったり推進委員さんのほうに、それぞれ地域の中に入っていて対応していただくという必要もございますので、これは事務局からの提案なんですけども、農地中間管理機構、農地バンクの御利用の関係についてある程度知識を皆さんに持っていただくために、研修会的なものも一応させてもらったほうがいいのかなというふうに事務局のほうでも今、話をしているところなんですけども、よろしければそういったことも準備を、企画をさせていただこうかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○小谷議長 確かに、初めて出てきただけでこれだけ意見があるということは、当然これ以上の意見がまたどんどん出てくると思われます。時間があれば日にちを決めてもらって、特に農地バンクの関係かな。

○澤田推進委員 こういう審査というか、するには、ある一定の目標値とか、そういうものを各委員さんの判断という、許容範囲というか、ある程度のベースラインは持たれていないと多分、僕らも現場に行って、でもこれ正直ぶっちゃけた話になりますけど、多分したらこうなると思います。5年後といたら同じようになりますけども、せめてこれの3割ぐらいは色は換えておいて、どうだろうが、だから変更できるんですから。

○小谷議長 取りあえずね。

○澤田推進委員 取りあえず、やっぱり最低こういう計画を進めるんだったら最低3割ぐらいは色を換えておいてというような、一応、農業委員会としてのある程度のベースを持って向かわないと、じゃあ出てきたら何でもオーケーです、だから、僕はちょっと事務局に聞きたいんですけども、これ、ここの会議に諮られますけども、何をポイントで、何を見て皆さんに審査していただくんですかというポイントをまず説明しないと、いけない話が出てくると思うんですよね。皆さんのところで判断できれば、皆さん全て手を挙げると

いうことは責任を持たれるということですから、当然。じゃあ、何をポイントでこれを見て判断したらいいかという、ある程度のこういうチェックポイントというのは、お示しいただかないと、僕らも会議に行ったときの話としてはできない話になりますので、その点の準備はできているんでしょうか。

○小谷議長 事務局。いずれにせよ、要は地図を見て現状と5年後というのは、ほとんど変わらないということが本当に我々内容を見て、結果的に見るのは数値的な部分と、それから図面がどれだけ変わったしか見れないと思うんですよ。今日、結論を出さないといけんのか。

○事務局（原事務局長） 御質問の関係なんですが、現状、地図と目標の地図のあまり変化がないということでございます。5年後を見据えたときに、まだ地域の中で今の現耕作者の方々が頑張っていただけという見込みが立つのであれば、それはそれとして議論として成立するという認識でございます。ただ、委員会の中である程度の目標を持って集積、集約を進めていくだけという、そういう方針で審査、審議していただくということであれば、当然、地域のお話合いのときにそのお話合いの中に入っていて、農業委員さん、推進委員さんという立場で集積、集約を進めるだけの活動といいますか、そういう働きかけをしていただく必要が出てくるのかなというふうに思っております。その結果、努力目標じゃないですけども、集積、集約を考えて取りまとめをしたんですけども、結果としてこの程度だった、それが目標に達しているか達していないかというのは、その地域の実情もあると思いますし、担い手が全くいない地域の中で集積を進めるというのは大変、目標を立てるにしても何の手がかりもないということになりますので、それは例えば1年後見直しのときに状況を見て、また、例えば担い手の確立を、育成を考えるということであったりとか、将来を見詰めながら、そういった計画を立てていくということも必要なんじゃないかというふうには、すみません、個人的には思ったりもしております。ですので、令和5年度、6年度という短い期間の中で、地域計画を立てるということになりますので、どうしても、思い切って集積、集約を、大きな目標を持って、一度に掲げて進めるというのも、現実的には難しいところがあるのかなというふうに思っておりますので、そこは地域の実情に合ったような形で、農業委員会として、働きかけを、可能な働きかけをしていただいて、その結果として、これだけの目標を持ったという部分については、委員さんのほ

うでお考えいただけたらなというふうには、考えているところです。

○中村委員　ちょっと一つだけ。

○小谷議長　どうぞ、中村委員。

○中村委員　私も、この会が、いわゆる集積率にこだわることなしに、要は、10年がこういうふうになったんですけど、5年後、自分たちの農地がどれだけ守れるかというところに、いわゆる数字をおいた場合に、今のものは、いわゆる、色が耕作放棄地にならずにおることが確認できれば、我々は、いいんじゃないかと思ったりするんです。でも、地域によって、それぞれ実情が違いますから、あれなんですけど。もう、高齢ですけど、5年間、みんな頑張ろうでということで、色は変わらなくてもね、これが集積率は低くても、耕作率が100%出れば、この場合は、了とするという、そういう判断ができてもいいんじゃないかというような気がします。だから、特にこの会で何%の集積率みたいな、こだわる必要はないかなと思ってみたい。

○小谷議長　いろいろ聞かせてもらっていますけども。今回、たまたま中村委員が、地元の方がおられて、全て回答できたんですけども、通常であれば、これ、全然知らん土地、例えば、ある地区が上がってきた、その地区の方はおられない、その中で、推進委員、農業委員で、ある程度、どこまで確認できるか、回答できるかというのを、事務局がある程度、主に回答されないといけない状態になると思うんですよ。だから、本当にある程度、せっかく図面をつくられたのに結局変わらないがなという部分で、皆さんの中で今回、例えば、オーケーするのか、それとも、例えば、今、現状持っている、要は、悪くさせないための対策はやられているから、これでいいじゃないのという部分というのは、なかなか、例えば、県のほうに通す場合。

中村委員。

○中村委員　一番初めに、この集積の話を2、3年前から対田は聞いています。県の人からね。この集積率は、農地バンクに何ぼ登録はできるか、100%登録ができたらいという目的でできておる。だから、何かそういう話は聞いている。集積率がよかったら、補

助が出ますよということで、みんな、対田は農地バンクに登録しようということで、ぼちぼちと出し出して、始め頃は、一部の人にとられてしまうから、したくないという話だったんだけど、多額の資金なんかを使ったりして、道を直したりする、道路を直したりするということから、ぼちぼちと集積、農地バンクに集積するという話になって、今の状態、ここまでになったということなんですよ。だから、基本、個人が自分の田んぼを農地バンクに登録して、また、その個人の田んぼをできるところまで作っていくと、こういう目的で、できたのが、この対田、今の状態です。ですから、色がそんなに変わっていないというのが現状です。

○小谷議長 事務局どうぞ。

○事務局（原事務局長） 先ほど、中村委員がおっしゃった内容というのが、事業場の集積と、担い手といいますか、認定農業者等の担い手が行う集積とのちょっと認識の違いと、いうのがありますので、ちょっと、複雑なところはあるんですけども、農地バンクに登録をされて、一農業者でも、営農を続けられて、例えば、認定農業者、担い手という位置づけがなくても、例えば、隣の田んぼを借り受けて耕作されるとかという場合でも、集積という関係になるという、そういう取り方もあります。ただ、今、ここに用意していただいているのは、認定農業者、担い手という方が、どれだけ集積、集約をするかということになりますので、ちょっとその辺りの違いがありますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

○小谷議長 はい、中村委員。

○中村委員 特定の認定農業者のみが登録した田んぼしかできないということで、個人では、もう、年がいったらもう駄目ということですか。

○小谷議長 そうじゃないと。

○中村委員 いやもう、できんようになったら、年がたって、もう駄目というふうになったら、個人の田んぼは。

○事務局（原事務局長） 担い手が行う集積、集約という部分と、別に認定農業者でなくても、まだ余力のある農家さんが、ほかの田んぼを借り受けて作られるというような、それは、地域の集積、集約として、それは成立していますので、それは、やっていただいたらというふうには思っています。

○中村委員 ということは、この現状のままで、よろしいということですか。

○小谷議長 澤田委員。

○澤田推進委員 すみません。書類上の話の中で、先ほど、田中委員のほうから言われました目標の80%という記載があります。この目標という、この数値を記入する、これは5年後の目標なんでしょうか、それとも10年後の目標なのか、要するに、書類上でも合わせといていただかないと、最低限、多分この組織として、書類上は合わしといていただかないといけないという、多分そこはあるとは思うんで、これが、また10年後の80%だったら、それはそれで、現状の図面には出てこないという話になりますし、でも5年後の目標が80%という話であれば、色塗りを多少変えていただいて、これが、逆に、目標が、5年後10%であっても、別に僕は構わんと思うんですわ。今の御意見をされるのであれば、優先して、この委員会で認められるというんだったら、これが10%であっても、認められるというんだったら、ここの数字を変えたらいいだけの話になると思いますんで、その辺の議論をちゃんとして向かわれたほうがいいじゃないかというところなんです。

○小谷議長 田中委員。

○田中委員 先ほどね、中村委員が言われたんですけども、その分母なんですけども、この3ページの(1)番の、この45ヘクタール、これが分母でしょうか。そうだとしたら、現状の41.4だと、これ、もっと大きな数字になるし、この、ちょっと数字自体が何か、おかしくなってくるんじゃないですか。計算したら。

○中野推進委員 だから、資料でいったら、4ページの4番で、一番下の耕作者は58名

というところの、その上と下とを分けるというだけという話ですよ。だから、そうすると、率はまた違ってくるという。そう思ったんですけども。

○田中委員 答えたんですけども、4番の農業を担うものだから、これも、担い手としては、入るから。

○小谷議長 取りあえず、事務局、何か特に補足はありますか。

○中野推進委員 平田推進委員、途中でやめられて、ペナルティーか何かあったんですか。

○平田推進委員 いや、何にもない。

○中野推進委員 なかったんですか。

○平田推進委員 何にもない。ただ、向こうは探してくれるわけではないから、こっちで探してお願いすると、その残り期間は。

○中野推進委員 その元の所有者は、平田さんに、いや、そう言わんとしてならない。

○平田推進委員 所有者にも、事情を言って、次、この人ですとお願いします。

○中野推進委員 それは、見つからなかったら、平田さんが、借賃を払い続けるということになるんですか。

○平田推進委員 そこまでは、考えてなかったです。ただ、次の人を探してくれるわけじゃないから、こっちで探さない。

○小谷議長 はい、事務局。

○事務局（原事務局長） 先ほどから、御質問が出ております3ページの現状の集積率な

り将来の目標とする集積率の数字ですね。それと、あと、耕作面積、4ページなりの、現状の目標の経営面積の数字なりとの、分子分母の計算、整合という部分なんですが、まず、3ページの集積率については、これは現状の農地バンクとの契約率ということで、御記入していただいているという理解です。で、将来的に、これは、80%までの目標を掲げると。だから契約している内容と、あと、実際、営農されている、経営されている農地、農地バンクとの契約のいかんにかかわらず、実際、耕作されておる面積というのが、4ページの面積ということなので、分子分母の計算もあるんですけども、すぐにこれが直結していないということになるのかなと。

○小谷議長 澤田委員。

○澤田推進委員 この地域計画の中で、農地バンクの位置づけというのは何ですか。今、農地バンクの集積率どうのこうのという話がありましたけども。根本的に、この地域計画って、農地バンクは関係ないと私は思っているんです、根本的な話は。地域内で、皆さんで話し合って、農地を守りましょうというのが、大きな大前提の中で、将来的に、高齢化に向かって、作る方が少なくなるから、将来的に、若い方にうまいこと、何とか、その農地を守っていくための話合いを、地域なりにしてくださいというのが、この地域計画の大きな目的だと思うんですけども、ちょっと農地バンクのほうの話が入っちゃっていますので、私は、その農地バンクのこの地域計画の位置づけというのが、ちょっとよく分かんないんですけど、改めて、今、その集積率の話が出ましたので、それに農地バンクを引っ張ってくるというのは、非常に、何か理解に苦しむ話なので。

○小谷議長 先ほどの農地バンクの関係については、改めて事務局のほうで、ちょっといろいろ整理したもので、意見がたくさん出た分、皆さんのほうから。それぞれ集落に行ったときに、回答ができるような形の中で、ちょっとつくってもらいます。

○澤田推進委員 いや、そうじゃなくって、この計画の中で、農地バンクの立場分けというのをまず最初に御説明をしていただきたいということです。これはあくまで事務局サイドの話なんで。

○小谷議長 事務局、回答、いけますですか。

○事務局（川崎） はい。地域計画と農地バンク、中間管理事業の関係ですけれども、国のほうとしては、担い手が少なくなる中で、一つの目的として、農地を集積、集約して、その効率化を図る、担い手が減っていきますので、当然そういったところの効率面も重視しなければいけないというような大前提はありますので、地域計画にも、その辺りの意図というのは、反映されているものだというふうに思っておるんですけれども、一方で、農地の形状であったりとか、そういった形で、中間管理事業を活用できない農地というものも、当然ございます。そういった中で、地域計画の策定後は、この中間管理事業を通じた貸し借りの手続か、農地法3条の貸し借りということで、2つの手続になっております。

そういった中で、今、兵庫県のほうでも、集積できる部分は集積をとという方針というふうになっていきますけれども、一方で、地域で、皆さんで支えていく、農地を維持していくことというような考え方も当然ございますので、2つの要素で構成されるものと思います。ですので、いろいろな補助事業とかを活用する場合の条件に、中間管理事業がなったりするというようなこともありますので、そういったところも踏まえた上で、地域のほうでも御検討をとということで、していただいているところというふうに認識をしています。

○小谷議長 農地バンクの関係は、そのような形で改めて。要は、今日は、取りあえず、緊急の形で総会を開いていますので、要は、その分をどうするかということで、ちょっともう入らせてもらわないと、日程がないという形で、開いていますのでね。

どうぞ。

○澤田推進委員 申請に出していただきましたら、最終は4年の協議の結果を取りまとめた年月日というのが、5年の12月31日になっているんですね。という話の中で、この3月までの期間、その辺、こういうのがあったら、どのぐらいの期間で、この農業委員会に上がってくるのかという、この3か月、2か月、十分たっている期間です。毎月、逆に、あるわけなんですね。定期的に開催されている、それで、もう開催日も分かっている話の中で、こういうふうに臨時的にするというのは、本来の姿では、私はないと思っているんですよ。ですから、その辺、どういうふうな事務処理を今後、されるのか、ちょっとその辺を聞かせていただきたいと。

○小谷議長 事務局。なぜ、今日は、緊急にという部分でなされたのか。

事務局、時間がかかるんだったら、ちょっと休憩しましょうか。

ちょっと、取りあえず、一旦、ちょっと休憩します。

〔休 憩〕

○小谷議長 休憩をとき再開いたします。事務局。

○事務局（原事務局長） 地域計画の策定月日、12月末という日付に対して、今回、申し訳ありません、3月の本日、臨時総会という形で、議案のほう、提案させていただいております。地域計画の策定の意見書を求める、決定権を求めることに対しての議案ということですが、今回、地域計画の議案が初めてということで、初めてのケースになります。農政担当者も、事務処理にどういった流れで、どれだけの期間がかかるという認識がちょっと甘かったという部分もございます。地域でのお話合いが、12月の末に書面として出来上がった後に、最終的な地元の合意形成といいますか、最終確認に時間を要したということもお聞きしております。今回、それぞれ、意見を求める、農業委員会にも意見を求める必要があるということで、議案として提出をさせていただいているわけなんですけども、意見書をいただいた後に、告示期間というようなものを設ける必要があるということで、そういったことを最終確認したときに、定例会のタイミングでは、最終的には法的に策定させるとこまでのスケジュールがちょっとかみ合わなかったというようなことで、今回、3月に臨時という形で総会をお願いしたとこでございます。

今後ですが、次の定例の総会のスケジュールに合う形で、今後は提案をさせていただけるように調整をしてみたいと思いますので、今回については申し訳ございません。非常にイレギュラーなタイミングで臨時総会という形になったわけなんですけども、以後は、通常総会の中で提案のほうをさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○小谷議長 よろしいですね。

いずれにせよ、今回はちょっと、急な話です。通常は来月、通常の総会の中で審議して

いただくことになりますので。あと、先ほど出ていた、農地バンクがらみ、ちょっと後でまとめて、皆さんに分かるようにしていただきたいのと、これから先、農業委員、推進委員が各集落に入って、こういった質問も当然出てくるだろうし、逆に、ここに議案が上がって来たときに、現地に行かれた方の補足的な意見等もまた確認させていただくことになりますので、いろいろと、今回の分がとても勉強になったかなという具合に思っていますので。特に今回の分で、いずれにせよ、先ほどの分、今回は、特別にちょっと早くしたということで了承はしてください。お願いします。

それと、後、採決に入るまで、特に、この部分は逆に、すぐにでも訂正しておいてほしいというような部分が、ありますか。今まで、数値に出ていた部分とか、このままでいいというのか、それとも、ここだけ率を直してくれとか、金額を直してくれとか、それから、図面の部分、一部だけでも、多少の目に見えるような形にしてもらったほうがいいという具合になるのが、逆に現状を減らしてでも。

○田中委員 はい。

○小谷議長 田中委員。

○田中委員 地域内の農業を担う者というのと、担い手農家ということは、同じ意味で取れば取ればいいんですかね。

○小谷議長 事務局。

○田中委員 よく、担い手農家というじゃないですか。一般的にね。それは、担う農家という具合ですか。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） 地域内の農業を担う者というのは、いわゆる、認定農業者等の大規模な農家さん以外も含まれるということになります。一般的にいう担い手農家といいますのは、認定農業者等、ある程度の規模を耕作される農業者ということになろうかと思

いますが、それは、それぞれの、例えば事業だったりとか、それで、規定するものがまた異なりますので、ここで言われる地域内の農業を担う者というのは、今、申し上げましたように、一農家でも、それは該当すると。耕作面積に限らずということになります。

○小谷議長 田中委員。

○田中委員 それだと、よく地域計画の説明会のときに、担い手農家に集積しましょうという言葉を使うじゃないですか。そしたら、ここでも、担い手農家は誰かということ、この書類の中に、で、そこに集積します。で、いわゆる何%というふうな数字が出てくるんじゃないですかね。でないと、将来のための地域計画ですから、そうでしょうか。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） 集積、集約も、今後進めていくという部分で、例えば一農家の方、耕作意欲があつて、耕作されている農家、高齢化が進む中で、そういった方がリタイアされることもあるということで、そういったことも見据えて、そういった大型農家、認定農業者のほうに、今から集積、集約を進めましょうという全体的な国の方針、それは、確かにあるのはあります。そういったことで、集積、集約をしましょうというお願いをしているのは、ただ、一度にそれを進めて、今、耕作できるのに、じゃあ、今、手放すのかという部分もありますので。そういった、今、耕作されてる方も、地域内の営農を担う者という位置づけで、耕作をできる限り続けていただく。そこは、地域の中のお話合いで、どういった形で、地域の農地を営農していくかという方針を立てていただいて、その中で決めていただくということになろうかと思います。

○小谷議長 よろしいですね。

○中村委員 ちょっとお尋ねします。

○小谷議長 はい。どうぞ、中村委員。

○中村委員 事務局にお尋ねするんですけど、これからの手順は、例えば、これ、今日、決定したとして、これ、その後は、県に申請したりするわけですか。それか、町長のほうに何して、公告は、本所と支所とか、そういう、手順はどうなるんですか。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） 今回、農業委員会、総会のほうで御審議をいただいて、意見書をいただくと。同様に、ＪＡと兵庫県のほうにも意見書を求めます。その中で、意見書をいただいた後で、県が意見書をいただいた上で合意をすると、そういう手続を経て、最終的に地域計画が策定という手続となります。県のほうの時間が、２週間ということで決まって決まっておりますので。県が２週間ということで決まっております、それが終わりましたら、策定ということになります。

○小谷議長 県が２週間。

○事務局（原事務局長） すみません、ちょっと先ほど混同しておりました。意見書は、農業委員会とＪＡと県のほうから、それぞれ意見書をいただきます。その後で、県のほうで告示をいたします。それが２週間。ですので、今回意見書を御審議いただいた結果で、意見書を提出をしまして、県のほうの告示期間を２週間取りましたら、年度内に何とか策定できるというようなスケジュールになります。

○中村委員 その後に、集落に、いわゆる手続が完了しましたということになるわけですか。集落に対して。

○事務局（原事務局長） 集落のほうには、市町村の広報、広報であつたりとか、インターネットに公告をいたしまして、それをもって地元には通知しております。特に文書的なものは、いかないということになります。

○小谷議長 町の公示はないんですね。

○事務局（原事務局長） 県のほうになります。

○小谷議長 町はない。

○事務局（原事務局長） 町といますか、意見書をそれぞれ、先ほど申しましたように、農業委員会、J A、県から、それぞれ意見書を求めて、県のほうが、公告を行います。2週間。縦覧公告を行いまして、その後に、認定ということで、公報やインターネット等に策定ということで、報告があるということでございます。

○中村委員 掲示板にあったりするということになるんですか。

○事務局（原事務局長） 町のほうは、そうですね、掲示ということなので。掲示板のほうに貼り出すということに。

○中村委員 それもあるんですね。分かりました。

○小谷議長 澤田委員。

○澤田推進委員 今の関係ですけども、そしたら、三者の合意という話、それを参考にして県が判断するということでしたら、当然、その三者と事前協議はなされて、この書類が出されているんでしょうか。逆に言えば、他がノーですよって言われたりしたら、逆に、他のようなところとはいけんの、ここだけをいいという話もちよっと何か変な話になりそうなので、その辺の事前のある程度の調整はなされているんでしょうか。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） 内容につきましては、県のほうに事前協議を行っております。J Aと県のほうに事前協議を行っておりますので、意見書としては、特に異議がないということで、いただける見込みであるというところでございます。

○小谷議長 県はJ Aと。

○事務局（原事務局長） J Aと県と両方、事前協議を行っております。

○小谷議長 J Aと県とは、もう既に事前に、審議していると。了解は得ているということですか。

ということで、後は農業委員会が許可するかどうか。

どうですか、特に、ここの分だけは、確認、修正しといてくれという、していただきたいという部分があれば、今日、出しておかないといけないということですか。

○谷口委員 いいですか。

○小谷議長 はい。谷口委員。

○谷口委員 4番、谷口です。先ほどから、田中委員からも、指摘があるように、2番の農業の将来の在り方に向けた農用地のところで、（2）の先ほどから議題になっている、パーセントのところがちょっと4番と整合性が取れていないかというところで、事務局としては、ここのところは直接4番とは、関係ないよというふうな説明をいただいたんですけど、やはり、この資料を見る限り、この（2）の担い手というところが、農地バンクも含めるというのは、ちょっと、分かりづらいというか、考えづらいんじゃないかなと思うので、本当に、この担い手というのが、この4番の地域内の農業を担う者一覧に上げられるところと関係なく、農地バンクのこととして書かれているのかどうかというのが絶対なのかということだけちょっと教えていただきたいです。それが分からないと、やっぱり私たちとしては、この地図とここの資料とは整合性が取れているかという判断ぐらいしかできないんじゃないかなと思いますんで、そここのところだけ自信を持って大丈夫だよってところの確定だけをお願いしたいです。分かりづらいというか。

○事務局（川崎） 失礼いたします。先ほどの御説明した内容と重複する部分もあるかと思いますが、3ページのところ、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針というところで、こちらの項目のところに書かれているのは農地バンクを通じた手続上の目

標ということで、集積は80%を目指すということでございます。一方で、4ページのほう、地域内の農業を担う者の一覧というところに上げていただいております方は、地域計画として地域の農地を維持管理、これからも耕作していただける方ということでございまして、農地バンク以外の方も含めた数字となっております。そういった形で利用者の方が、集積に資する方以外の方も当然入っていますけれども、そういったことで4ページのほうのものにつきましては、地域内で農業を行う方全員が入っているということでございます。そういった違いはあります。

○谷口委員　ということは、対田のこの記載された方もこの2番のことに関しては農地バンクが含まれているということを認識された上でここを書かれているのであれば、僕は問題ないと思うので、そこがちゃんとできてるかっていうところだけ心配です。

○中村委員　担うものやからいい。

○谷口委員　書かれている方が農地バンクを利用されてるということも含まれるということとを認識されているんだったら問題ないと思うんですけど。

○中村委員　対田は認識させとるけど。

○谷口委員　じゃあ、大丈夫だと思います。

○小谷議長　これからは現地の人がまず。けど、本当にそんなたくさんいるんだったらもう現場でやってる役員の方じゃないと回答できないな、これ。

○田村委員　いいですか。

○小谷議長　どうぞ、田村委員。

○田村委員　3番、田村です。すごく今、説明受けて、事務局とか中村さんのほうで言われたから何とか分かるけど、こんなの、次の春来なんかもしこういうことがあったら多分、

この意味、分かんないし、どうやって理解するんだろうという話には絶対なりますよね、これ。それをやっぱりどうにかこの委員会で分かるようにしていくような文章の書き方とか、事務局はどこまで把握してもらっているのかということは進めないと、たまたまここは中村委員さんがおられて、説明を受けて、僕らはですねということになるけど、数字だけ、文書だけ見せられたら絶対理解できないと思いますけどね。それをこれからもずっとやっていくのなら、これからの会議には反映していただきたいなと思いますけど、よろしくお願いします。

○小谷議長 中村委員。

○中村委員 これは、国は認定農業者に農地を任せという最終目的ですわ。取りあえず担うものというふうにして、対田はそういうふうにして、そんなもん普通、認定農業者は貸し借りできるかは不明なんだから、現在はできる人ということで納得させて、できんようになったら手を挙げて、できる人に回してくれと、そういう説明をしています。

○小谷議長 取りあえず意見は出尽くしたと。

○田中代理 最後ちょっとすみません。地域計画についてですけども、これ、春來のことでも同じなんですけども、現状とほとんど一緒でもこの地域計画というのはこれ、成り立つんですか、そこを教えてください。もしもそれでよかったら簡単なもんじゃないですか、こんな作るの、現状を出せばいいですから。だから、本来の地域計画の趣旨と全然違っていることをしているんじゃないですかね。違っていると怒られると思う。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） もともとが国のほうが示してる地域計画というのは10年後というふうに示されておりました。ただ、10年後の将来地図を作ってくださいというお願いを各地区にお願いしても、なかなかもう想像がつかんというのが現状ではないかということで、新温泉町については5年後ということで区切っております。5年後まだ営業が続けられる、それが地域の中でお話をいただいた結果、そういう合意形成が図れたとい

うことであれば、それは将来地図としても成立するのではないかなというのが事務局の思いでございます。ただ、そのときにもう2年後でうちではよう作らんと、じゃあ、そこをどうしようか、地域の中でお話をいただいて、今、耕作されている方がもうちょっと耕作のエリアを広げて集積されとかなというふうなことをお話をいただいて、将来地図をつくるというのが将来地図、もう1歩進んで、担い手を作って、もうちょっと頑張ろうかというふうなお話をさらに進めていくというのが地域計画というふうに考えておりますので、結果として今、担い手がない、今まだ頑張れるという現状があるのであれば、イコールということもくはないというふうに考えております。

○小谷議長 どうですか。

○事務局（原事務局長） 極論の話にはなるわけなんです、国の進めとる方向性からしましても集積、集約を進めましょうという、そういった大方針はございます。ただ、担い手が地域の中にいないと、他地区から助けていただけるような、そういただける農家もない、見込みが立たないという中で、現状で5年後だったらなんとかなるんじゃないか、そういうふうなお話合いができるのであれば、結果としてですけども、ほとんど現在と変わらないという地図もあり得るのではないかなという思いでございます。

○小谷議長 事務局で言いたいことは分かります。

取りあえずもう最後の確認がもう何回かされたと思うんだけど、3ページの将来の目標集積率80%というのが、先ほど7ページの図面、これが逆に80%というのでいいのか悪いのか、それと図面をせめてどちらか合っているのは皆さんがもし見られた場合に、やっぱり結構、集積しとんだな、図面、5年後は変わるんだなという部分がある程度見られる状態でなければ、図面も出すんでしょ、揭示は。

○中村委員 これ、うち36%は集積しとる、出しとるやつの数字ですから。だから、恐らく60%ぐらいには一等地がなっとる、60、70ぐらいに。

○小谷議長 現在の集積率がですか。

○中村委員 だから、これも、この個人でやっとなるやつも集積に入っとなるからね。

○小谷議長 集積に影響があるのか。

○中村委員 恐らく80%ということにはなるといのは、県外に住んだりあんなんしてその承諾がまだ取れていないところがあるから、こんな数字を出しとる。

○小谷議長 だから、目標はなにも80%にしなくても、要は5年でしょう。どっちか、一般の方が見られて、図面が変わらへんがな、これでオーケーだとさっき出たよね、これでオーケーだったら皆さんが簡単に振り返られていいと思うんです。何も3年、2年、3年かかることない。だから、せめて3ページの数字と、それからこの図面の部分、あつ、でも、ちょっと変わるんだなと、県がこれをオーケーと言うならだけど。

○中野推進委員 これでいうと、60番と61番の人だけが外れるだけで、あとはもう言わば100%に近い数値ですね、これ。そういうことすな。いや、この地面にもほとんど色がついとるわけですから、目標も何も80はとっくにクリアしてる、5年間については。

○小谷議長 現状と、5年後と、その図面が何だ変わらへんがなという分があるから。

○中野推進委員 何か、いわゆるようついていますからね、こっちの。

○小谷議長 だから、逆に現状が少なくて、5年後は増えたなという分が多少目に見えないと、ほかの地域の方はこれを見られて、あつ、あそこできるがなということ。

○中村委員 耕作者がよその地域の人で、対田以外の地域の人で、地権者と話合いがついてないというのが何か白い色の薄いやつだけ。これちょっと山吹というんか、カーキ色というんか、これは個人の地区に、自分で耕作、集積に出して自分でやっとなる。だから、個人の自分の田んぼでも自己の農地であっても農地バンクに出しとるのも集積に入れてますからね、これ。

○小谷議長 今、言われた図面7ページの右と左見たら、青いところが何か所か増えてます、事実。その辺のところでどうでしょうか。もう、でも結論出さないで次の春來が出ません。特に何かありますか。特にここの分ぐらひは、ちょっと数値とか図面とかここだけはちょっとしといたらという分がありましたら。初めて出てきた議案です。いろいろ意見がたくさんあり、分からない部分がありましたけども、もう取りあえずどうでしょう、採決のほうにいかせてもらっていいかどうか。ある程度の了解、ここの部分で了解という部分が得られるんじゃないかとは思いますが。どうでしょうか。

採決でよろしいですね。採決の意見もありましたので、しっかりと採決してください。

取りあえず、質疑はもうありませんということで打ち切り、採決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 異議なしと認め採決いたします。どうぞ。

○橋本委員 9の橋本です。採決するのも結構ですけど、中村委員が利害関係になりませんか、利害関係。採決の利害関係。

○事務局（原事務局長） ちょっと正確なちょっと確認が今、取れないんですけど、ただ、採決といいますか、意見を求めるという議案になりますので、通常の議案とはちょっと異なるという部分がございます。ですので、自主退席じゃないんですけども、そういった、御了解いただけるんだったらそういった。

○小谷議長 分かりました。

○事務局（原事務局長） よく確認を取ってきます。

○小谷議長 採決はオーケーですね。本案について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手多数をもって本案は、原案のとおり可決されました。

次に行きます。

続きまして、4ページの議案第6号、地域計画（春來地区）の策定案に対する意見についてを議題とします。

事務局。

○事務局（川崎） 失礼いたします。それでは、議案の4ページでございます。議案第6号、地域計画（春來地区）の策定案に対する意見について、町長より諮問がありましたので、これについて意見を求めます。【議案内容説明】

○小谷議長 事務局の説明が終わりました。

それぞれ質疑がありましたらお願いします。

○中村委員 この資料で行きますと、現状と目標からいくと、いわゆる随分、耕作面積が減るということですが、これはまさしく趣旨からするとどうなるかということですし、これ、もう一つの一番上の更新年月日の第1回ところに会議は1回で済ましたということですか、これ。どういうことなんですか、最上段の。このそばというやつがどういう位置付けになるか、そばによる転作ということなんでしょうけども。

○小谷議長 もし農業委員、推進委員で春來に行かれた方がある程度、補足できるようにしたらお願いします。

○田村委員 いいですか。

○小谷議長 どうぞ、田村委員。

○田村委員 3番、田村です。面積は減ってもいいと思うんですよ。5年後にここは絶対守らなくちゃいけない農地と守れない農地の色分けを今回でしてくださいよと。その代わ

り絶対守るべき農地は守ってくださいよと。守らない、守れない農地は網から外してくださいよっていうのが集積化の一つの中に入ってるから、面積が入ろうとする、それは仕方がないことだと思ってますけど。

○澤田推進委員 いいですか。

○小谷議長 澤田委員。

○澤田推進委員 その分母という話に関しては、多分、私と多分、事務局との見解はあると思います、相違はあると思いますが、基本、担い手という人数の数、面積じゃないな、じゃないかなという思いもあるんです。要するに集積率という話ですから、要するに何人から何人という部分っていう考え方もあるんじゃないかなっていうところ、面積だけではないんじゃない。そうせんと今みたいに面積が減ったときの話、面積でやるとちょっと変な話が出るんじゃないかなと思いますんで。それから、あくまでこれ農地保全という、地域計画は農地保全という観点になると思いますんで、農作物であれば畑も一応入れるか入れないかという議論はこの計画に少し入っているんで、その辺も含めながらの考え方だと思いますんで、作物的には農地保全という考え方で何を作ってもいいんじゃないかなというふうに考えております。

○田村委員 3番、田村です。

○小谷議長 田村委員。

○田村委員 だから、地区によっては畑作は全部外しますよという地区もありますし、水稻だけという地区もありますし、当然、春來の周りはそばが入ってますんで、メインになっていますので、当然それは農地を守るべきにはそばが絶対必要だということで、畑作のそばを入れているだけだと思うんですよ。だから、通常、通常といっちはおかしいですね、そういう特産物のないところはもう水稻だけがメインになりますので、もう逆にさっき言った分子だ分母だって話になるから、畑を全部抜きますよっていうところは多いと思います。畑というか、個人で作ってる自己消費だけの畑とかそういうものを外して、ここに登

録しますよという話。ただ、春來の場合は、もうそばがほとんどメインになって、水稻よりもそばのほうで力を入れていこうというような取組になってますから、当然そばの面積を入れると。それはもともと水稻の田んぼであっても、それを畑作にするということで、そこは絶対5年後には絶対守りますよということで認めてもらえると思ってるんですけど。多分、だから春來のほうも自己消費の畑は抜いてると思いますよ、5年後とか10年後、守るべき面積の中には。

○中野推進委員 集落によって扱いが異なるというのがおかしい話ですな、我々にとって。

○小谷議長 澤田委員。

○澤田推進委員 この前の説明会で行政サイドは、それはその地域の考え方で対応してくださいという御説明をされていまして。だから、そのところはあくまで地域判断にお任せしますという行政サイドの説明です。

○中野推進委員 それを外すか外さないかについてってことですか。

○小谷議長 はい。

○田村委員 それは地域の、地域の、地域というか地区の判断だと僕は認識しているんですけど。だから、別に今回はそばだけなんで、もしかしたら牧草が入ってくる可能性もありますし、だから、その特産物とかいろんなもので要は農地が守れるかどうかという話だと思ってます。だから農地さえ守ればつくっている作業が畑作だろうと水稻だろうと花卉だろうとそれは大きな問題じゃないと思いますけど。

○小谷議長 事務局。

○中野推進委員 それから言ってこの表は合うんですか。そう推定できる。9ページの4番辺りがそれが推定できることになるんですか。

これ、例えば、ちょっとよく分からないですけど、教えてください。4番の一番上の最上段の水稲は、目標のところですが、水稲は経営面積が0.14で、作業受託が7.22ということは、直接と村の人たちから受けたのが作業受託ですもんね。そうですね。

○小谷議長 澤田委員。

○澤田推進委員 多分この前の説明の話を聞かせていただいている中で、先ほどお話しがあったように、もう作れないところは除外していくから、その受託面積とかそういう面積は減らして、これだけもう5年後に守りますよという農地の面積という解釈をされたほうがいいと思う。ですから、今の現状面積よりもという話、集積率とはちょっとまた違った考え方だとは思いますが。

○小谷議長 事務局も特に意見ないですね。今の意見でよろしいですか、澤田さんの意見で。ほかに意見はありませんか。

○田村委員 はい。

○小谷議長 田村委員。

○田村委員 僕ね、9ページ、事務局に聞きたいんですけど、9ページの3番がありますね。農業者及び区域内の関係者が2つの目標達成をするべき必要な措置ということで、営農組合と、ある会社との合併ということが一つ掲げられとって、その下に農地中間管理機構の活用方法を1つ、2つでも上げられているんですけど、これは合併したものが中間管理機構を利用するということですか。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） 記載の内容のとおりかと思うんですけど、合併した法人へ農地を集積ということですので、合併した法人が農地中間管理機構を活用して積極的に集積していくというふうに読み取れると思いますけども、それなりに。

○田村委員 はい。

○小谷議長 ほかに何か意見ありますか。これは書かれたとおりで。ほかに意見はありませんか。どうですか、ほかに意見。皆さんもうよろしいですかね。じゃあ、特に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 じゃあ、質疑を打ち切り、採決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 異議なしと認め、採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手多数をもって本案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4項目でその他に入ります。その他については休憩中に行いますので、休憩を行います。

〔休 憩〕

○小谷議長 休憩を解き会議を再開いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしましたので、令和6年、第3回の会議を閉会といたします。

次回は、3月の27日水曜日を予定していますので、よろしくお願いします。

本日はお疲れさまでした。